豊中市都市農業振興基本計画中間見直し支援業務に係る

公募型プロポーザル募集要項

１．業務名

　　豊中市都市農業振興基本計画中間見直し支援業務

２．業務概要

都市農業振興基本法が平成２７年に制定され、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、同法第１０条に基づき、地方公共団体は都市農業振興基本計画を定めるよう努めることとされています。

豊中市においては、令和２年３月に「都市農業振興基本計画」を策定し、令和２年度から令和１１年度までの１０年間で、計画に沿って農業施策を進めているところです。

本計画では、農業に従事する者の高齢化や後継者不足の問題をはじめ、都市農業を取り巻く課題を踏まえる一方、水稲をはじめ多種多品目の野菜を栽培し販売する農業者もおり、また、交通の便においても利便性に富んでいることから、都市と農業を一体として考えた農業施策（市民農園、体験農園や福祉農園などの都市型農業経営）を展開していくことで、都市農業の強みを発信していく契機となる施策が盛り込まれています。

　　令和６年度は計画の中間年にあたり、施策の進捗状況や経済・社会情勢の変化をふまえて、本計画を見直すことを目的とします。

業務内容の詳細については、別に示す仕様書のとおりとします。

３．委託期間

　　契約締結日から令和７年（2025年）３月３１日まで

４．予算額

　　委託料の上限は、２，０００，０００円（税込）

５．参加資格

　　本案件に参加できるものは、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての

要件を満たすものとします。

　なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認め

ません。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しないこと。

（２）豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされて

　　いないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定により、

　　なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされて

いないこと及びその開始が決定されていないこと。

（５）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表もしくは準ず

る地位に就任し、または、実質的経営に関与している法人等でないこと。

（６）労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

６．日程（いずれも令和６年（2024年））

（１）募集要項等の公開　　　５月１７日（金）

（２）質問事項の締切り　　　５月２４日（金）必着（※）

（３）質問事項への回答　　　５月２８日（火）

（４）応募書類提出期限　　　６月　５日（水）必着

（５）第１次審査結果の通知　６月　７日（金）

（６）第２次審査　　　　　　６月１４日（金）

（７）結果通知予定　　　　　６月１９日発送予定

（８）委託契約の締結予定日　６月下旬予定

　 ※質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲示し個別には回

　　 答しません。

７．応募方法

（１）提出書類の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 提出書類の内容 | 様式について |
| ① | プロポーザル参加表明書 | 様式１ |
| ② | 業務提案書 | 任意様式 |
| ③ | 見積書 | 様式２ |
| ④ | 見積書の内訳書 | 任意様式 |
| ⑤ | 団体の概要書（企業概要など） | 任意様式 |
| ⑥ | （任意）関連する業務実績 | 任意様式 |
| ⑦ | 入札参加停止措置等状況調書 | 様式３ |

（２）提出部数

　　　正本１部、副本７部

（３）提出期限

　　　令和６年（2024年）６月５日（水）必着（持参の場合は、１７時１５分まで）

　　　※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到

　　　　達の場合、応募を無効とさせていただきます。

（４）提出方法

　　　持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

（５）提出書類の取り扱い

　　　提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

８．選定方法

（１）審査方法

　　　市職員で構成する審査委員会を設置します。応募事業者が５社以上あった場合　　のみ、事前に第１次審査（書類審査）を行います。提案書及び提案書に基づく第２

次審査（プレゼンテーション）を行ったうえで、総合的に評価し優先交渉権者を選

定します。

1. 日　　時：６月１４日（金）　※時間・場所の詳細は、提案者に別途連絡します。

　　②発表時間：３０分程度（プレゼンテーションの後に質疑・応答等。）

　　③資　　料：別途資料及び機材持ち込み可とします。

　　④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とします。

　　⑤そ の 他：当日の出席者は１提案者あたり３名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべての提案者の雇用する従業員とします。

（２）評価項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 配点率 | 評価のポイント |
| １．提案内容 | ７０点 | ・本業務に取り組む際の基本姿勢と企画、実施に関する提案・「豊中市都市農業振興基本計画」見直しにあたっての基本方向の整理と論点設定の具体的方策(1)現状を把握し、課題を分析するにあたっての観点と方策(2)本市の農業状況を踏まえた計画見直しの方向性を整理するにあたっての観点と方策・本業務実施上の課題及び課題を解決する提案・その他（上記以外で貴社が提案したい事項） |
| ２．実施体制 | ２０点 | ・業務を確実に遂行するだけの人員と組織体制があるか・過去５年度間に都市農業振興基本計画等のまちづくり、農業振興に係る計画策定業務等、まちづくり又は農業振興に係る委託業務等契約した実績があるか |
| ３．費　　用 | １０点 | ・積算額は必要最小限に抑えられているか・「１．提案内容」、２．「実施体制」に記載する提案に対して妥当な積算価額となっているか |

　公募開始日から過去３年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点します。

（３）審査結果の通知

　　　結果は令和６年（2024年）６月１９日（発送予定）に郵便にて通知します。

　　　なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

９．提案者の失格

　　次のいずれかに該当する場合は失格とします

　　・本案件期間中に、上記５で規定する参加資格に抵触するに至ったとき

　　・提案書類において虚偽の内容を記載したとき

　　・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき

　　・プレゼンテーション審査に欠席したとき

　　・一団体で複数の提案をしたとき

　　・提案に関して談合等の不正行為があったとき

　　・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき

・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った

　とき

　・審査の公平性を害する行為があったとき

　・前号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

10．契約について

　　契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する

ものとし、この際、改めて豊中市からの提案内容の説明を求めることがあります。

　また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更

が生じることがあります。

11．留意事項

　①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等）は、

　　応募者の負担とします。

　②提出された書類の返還、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じ

ません。ただし、本市が認めた場合にはこの限りではありません。また、豊中市情

報公開条例に定めるところにより、公開することがあります。

　③提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認

　　める場合を除き、変更することはできません。

④提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託者に追加費用を伴わず実施

　する意向があるものとします。

　⑤本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに産業振興課まで文書で通知し

　　てください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。

　⑥質問事項の締切り以降、事業に係る質問は受け付けません。

12．提出先、質問先及び問い合わせ先

　〒５６１－８５０１

豊中市中桜塚３－１－１

　豊中市都市活力部産業振興課　農政係

　ＴＥＬ　０６－６８５８－２４９０

　ＦＡＸ　０６－４８６５－２０５８

　E-mail noui@city.toyonaka.osaka.jp